

【日給者の当直による賃金】  
○ 日直勤務者に対して通牒による手当額を支給する場合はその者に支払われるべきその日の賃金は支払う必要はないものと解されるが、右の如く解すれば当直者が賃金の支払を日額を以て受ける者である場合に法第三十五条の規定により日直の代休日を与えるとその日の賃金は得られず、その為日給者は日直をすることによって賃金の減収となるやむを得ないものと解してよい。

○ 行政官庁の許可を受けて日直する者について代休を与えないでもよいことは昭和二十三年一月十三日附基発第三三三号通牒の通りであるが、この者に使用者が代休を与える場合には見解の如く賃金は減収する。(昭三三・三六 基発第三三三号)

【代休を与えた場合の日直・宿直手当】  
○ 断続的な日直宿直をした場合でも代休を与えなくてもよいが、たとえ代休を与えたとしても日直宿直等の手当の支給は免除されるのではないと解するが如何。

○ 代休を与える場合でも、宿直日直を施行規則第二十三条の宿直日直として取扱う必要がある場合は、見解のとおり手当を支給しなければならないが、その他の場合、手当を支給するか否かは労使の定めるところによる。(昭三三・三六 基発第三三三号)

【医師、看護婦等の宿直】  
○ 医師、看護婦等の宿直勤務については、一般の宿直の場合と同様にそれが昼間の通常の勤務の継続延長である場合には宿直として許可すべき限りでないことは、昭和二十二年九月十三日附基発第十七号通牒に示されている通りであるが、これらのものの宿直についてはその特性に鑑み、取扱いの細目を次のように定めるから、これらによつて取扱われたい。

なお、医療法第十六条には「医業を行う病院の管理者は、病院に医師を宿直させなければならぬ」ことが規定されているが、その宿直中本通牒によつてその勤務の実態が左記標準に該当すると認められるものについてはのみ労働基準法施行規則第二十三条の許可を与えるようにされた。

記  
一 医師、看護婦等の宿直勤務については、次に掲げる条件のすべてを充たす場合には、施行規則第二十三条の許可を与えるよう取扱うこと。

(1) 通常の勤務時間の拘束から完全に解放された後のものであること。即ち通常の勤務時間終了後もなお、通常の勤務態様が継続している間は、勤務から解放されたとはいえないから、その間

(2) 夜間に従事する業務は、一般の宿直業務以外には、病室の定時巡回、異常患者の医師への報告あるいは少数の要注意患者の定時検脈、検温等特殊の措置を必要としない軽度の、又は短時間の業務に限ること。従つて下記(3)に掲げるような昼間と同様の業務は含まれないこと。

(3) 夜間に充分睡眠がとりうること。

(4) 右以外に一般の宿直の許可の際の条件を充たしていること。

右によつて宿直の許可が与えられた場合、宿直中に、突発的な事故による応急患者の診療又は入院、患者の死亡、出産等があり、或は医師が看護婦等に予め命じた処置を行わしめる等昼間と同様の労働に従事することが稀にあつても、一般的にみて睡眠が充分にとりうるものである限り宿直の許可を取消すこととなく、その時間について法第三十三条又は第三十六条第一項による時間外労働の手続をとらしめ、第三十七条の割増賃金を支払直のため泊り込む医師、看護婦等の数を宿直の際に担当する患者数との関係あるいは当該病院等に夜間来院する急病患者の発生率との関係等から見て、右の加

【社会福祉施設の場合】  
○ 社会福祉施設における宿直勤務について、一般の宿直勤務の場合と同様に、常態としてほとんど労働する必要のない勤務のみを許可の対象とし、昼間の通常の労働の継続延長である場合には宿直として許可すべき限りでないことは、昭和二十二年九月十三日付け発基第一七号により示されているとおりであるが、その許可に当たっては左記により取扱われること。

記  
一 社会福祉施設における宿直勤務については、次に掲げる条件のすべてを満たす場合に、労働基準法施行規則第二十三条による許可を与えるよう取扱うこと。

(1) 通常の勤務時間の拘束から完全に解放された後のものであること。

(2) 夜間に従事する業務は、前記通達で示されている一般の宿直業務のほかに尿起し、おむつ取替え、検温等の介助作業であつて、軽度かつ短時間の作業に限ること。

したがつて、夜間における児童の生活指導、起床後の着衣指導等通常の労働と同様の業務は含まれないこと。

(3) 夜間に十分睡眠がとりうること。

【社会福祉施設の場合の留意点】  
○ 昭和四十九年七月二十六日付け発基第三八七号をもつて通達された「社会福祉施設における宿直勤務許可の取扱いについて」の運用に当たつては、左記の見解に留意されたい。

記  
一 社会福祉施設の宿直許可の基準は、施設の特殊性からして特例を認め通達したものであるか。

【見解】  
社会福祉施設における宿直許可の取扱いについては、従前示されていた一般の宿直許可基準のみでは明確でないもので、その取扱いの細部を明らかにしたものであつて特例を認めたものではない。

【軽度かつ短時間の作業】  
一 本通達に示された「軽度かつ短時間の作業」とは、どの程度の作業をいうか。(見解)「軽度」とは、おむつ取替え、

き昼間と同様の労働に従事することから常態であるようなものについては、宿直の許可を与える限りでない。例えば大病院等において行われている二交替制、三交替制等による夜間勤務者の如きは少人数を以て右の業務のすべてを受け持つものであるから宿直の許可を与えることはできないものである。

(三) 小規模の病院、診療所等においては、医師、看護婦等が、そこに住み込んでいて取扱う必要はないこと。但し、この場合であつても右(二)に掲げるような業務に従事するときは、法第三十三条又は第三十六条第一項による時間外労働の手続が必要であり、従つて第三十七条の割増賃金を支払わなければならないことはいふまでもない。

(昭三三・三三 基発第三三三号、平二二・三三 基発二六号)

【医師と看護婦の宿直手当】  
○ 病院における医師、看護婦のように、賃金額に著しい差のある職種者が、それぞれ責任度又は職務内容を異にする宿直をする場合においては、一回の宿直手当の最低額は宿直直につくことと予定されているすべての医師ごと又は看護婦ごととそれぞれ計算した一人一日平均額の三分の一とする。